

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）への運賃及び料金に関する表示事項について

旅客自動車運送事業運輸規則第4条第2項及び第3項の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する表示について、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年6月27日

中部運輸局長 津野田元直

記

1. タクシー（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）車両の運賃・料金に関する事項の表示

（1）表示の方法

- ① 表示する文字は、明瞭かつ的確に公衆及び旅客に見やすいように表示すること。
- ② 車体に表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用いること。
- ③ 車内に表示する際には、前席後方部分などの旅客から見やすい位置に表示すること。
- ④ 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにすること。

（2）表示する内容

- ① 車体に表示する内容
当該事業用自動車に適用する車種区分、初乗運賃額及び距離を表示すること。
ただし、当該運賃適用地域における車種区分が「普通車」、「大型車」、「特定大型車」の場合、普通車の車種区分表示は省略することができるものとする。また、初乗距離の短縮など通常のタクシー運賃及び料金と異なる運賃及び料金を適用する場合であって、認可時等において別途指示があった場合には、当該指示によること。
- ② 車内に表示する運賃及び料金の内容
当該事業用自動車に適用する運賃上の車種区分、初乗運賃額及び距離、加算運賃額及び距離、運賃の割増の種類及び割増率、運賃の割引の種類及び割引率、料金の種類及び額並びに運賃等の適用方を表示すること。

2. タクシーメーター（距離制運賃（時間距離併用制を含む。以下同じ。）以外による場合を除く。）の運賃・料金の額の表示

（1）表示の方法

- ① 運転者の操作が容易な位置であって、後席の旅客から見やすい位置に設置すること。
- ② 旅客に見やすいように、明瞭かつ的確に、数字及び文字を表示すること。
- ③ 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように

すること。

(2) 表示する内容

運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合には割増を適用した額とする。）を表示すること。

運賃割増又は運賃割引を適用している場合には、その旨を表示すること。

附 則

本件公示は、平成14年7月1日から適用する。

ただし、適用日現在において、この公示に適合していない車両については、平成15年1月1日までに当該表示を実施することとする。

附 則（平成27年12月22日付け中運局公示第52号 改正）

本件公示は、平成28年1月21日から適用する。